田園類説講　上

138
36
3

大典叢十三
類説

大典半収

本書全部著者（会田安明）ノ自筆ナルヤ不明ナレトモ序文ハ正ニ自筆ナルベシ巻頭ニ自在亭トアル朱印ハ安明（号自在亭）ノ印ナリ

二州樓田邊氏文庫章

田園類説辨

田園類説ノ書ハ谷猶右衛門本敎ト云者ノ編集ナリ谷氏ハ享保ノ比ノ人ニテ御普請役ヲ相勤メ諸國川々之御普請并ニ原地沼地等ノ新開其他田畑ノヿニ預リ尤地方功者ナル人ナリ殊ニ書ヲ讀ムヿヲ好ミ廣ク

歴覧ニ田園ニ預ルモノヲ編集シ名テ田園類説ト云フ其歴覧スル所ノ引書ヲ見レバ左ノ如シ

制度通　三器攷畧
地方問答書　太平記
老人物談　或役人奥書
或覺書（此或覺書ト云フ書甚タ其品多シト云）

西國太平記　鈴録
續和漢名數　善隣國寶記
草廬雜談　中古治乱記
永法説集　集義外書
日夲分形圖　勧農固夲録
地方筭法前集　地方一様記
東鑑　地方鑑

農業全書　荒政要覧
海道諸國記　将軍家譜
以上二十五書
其他地方ノ御條目等ヲ載ス此書ナルモノハ古今租税ノ變化シタルヿ亦ハ名目ノ替リタルヿナトヲ見ルニハ甚益アル書ナリ然ルニ予カ閲ル所ノ原夲ハ誤字落字等多シ又辨シ加タキモノ多シ故ニ予是ヲ辨解シ即チ辨ノ一字ヲ加ヘ名テ田園類説辨ト云フ

文化四丁卯十月

會田算左衛門安明述

安明曰延喜式ノ年貢ノ法ヲ見レハ田一段ニ付稲何束ト定メ其一束ハ籾五舛ツヽノ積リニテ田一段ノ年貢上田籾五斗中田四斗下田三斗下々田一斗五舛ニシテ別ニ田ノ名目モナシ又畑年貢ト云ヿモナシ古代ハ金銀ノ通用ナケレバ金納ト云フヿモナシ信濃一國ノ年貢ヲ見レハ籾五万六七千石ニスキズ今時ハ信濃一國ノ總高ハ六十一万五千八百一十八石余ニシテ即チ籾六十一万五千八百石余ナリ乞古代ハ租調庸ノ法ニシテ田ヨリハ稲ヲ収メ家ヨリハ布ヲ収メ身ヨリハ庸ヲ贅ムルナリ然レ𪜈年貢ノ法大

キニエルソシテ今ノ如ソニハアラズ連〻國土モ開ケ田畑モフヘルニ随テ色〻ノ名目モ出来シ貢法モ變ス殊ニ武家天下トナリシ（ヨリ）大キニ變セリ其先ハ户數高段高等ナリ夫ヨリ貫高トナリ永高トナリ村高トナル村高即籾高ナリ尚慶長以來金銀ノ通用自由ニナリシヨリ又一變シテ村高ハ只ウワサモノトナリテ物成トナル物成トハ籾ヲ摺リテ米ニテ収ムルヨリ起ル名目ナリ尚ツヽヒラカナルコトハ巻中ニ見ヘタリ

延喜式載信濃國租税

正税公廨各稲三十五萬束	（擬スルニ毎束粟五舛ニ〆籾一万七千五百石宛）
國分寺料四万束	此籾二千石
東福寺料四万束	此籾二千石
文殊會料一千束	此籾五十石
修理池溝料三万束	此籾一千五百石
救急料八万束	此籾四千石
俘囚料三千束	此籾一百五十石
凡八十九万四千束	都合籾四万四千七百石

拾芥抄云弘仁式

上田一段地子十束　此穀五斗

中田一段　八束　此穀四斗

下田一段　六束　此穀三斗

下々田一段　三束　此穀一斗五升

或束舂粟五升

年料別納租穀一万二千斛（隨二官符到一充二位禄季禄衣服等料一）

貢御贄

梨子三荷　納八籠籠別七十顆　此總計五百六十箇

大棗一荷　納八籠籠別一斗　此總計八斗

姫胡桃子一荷　納八籠籠別一斗　此總計八斗

禁割鮭一荷　納九籠籠別六雙　此總計五十四雙

貢酥十三壷　酥ハ牛乳ヲ成レ酪酪ヲ成レ酥酥ヲ成二醍醐一

主計式貢絲

調ノ紺布六十端　和名抄日本朝式有二庸布調布一調布ノ讀豆岐乃沼能

縹布三十端

緋華五張自餘輸ス布

紙　紅花　麻子　荵子　猪膏脯　雉臘

鮭ノ楚割　氷頭　背腸　鮭ノ子

祈年祭料

雜弓百八十張

梓弓百張

年料雜物

筆一百三十管

零羊角六具

木賊二圍

樺皮二圍

年料雜藥十七種

黃連十斤　白朮二十六斤九両

細辛三十五斤　藍漆五斤

大黃三十斤　毋菁六斤

藺茹三十七斤　地黃一斗四升

附子三斗　蜀椒一斗六升

蕪荑一斗　石流黃三斗八升

熊膽九具（今諸郡ニ出水内山中ニ多シ或云信濃熊膽氣味功能會津越前ニ不劣唯涅色ニシテ黒漆ノ如ナラズ一種サルモノトス）

鹿茸十具　狗杞二十斤

杏仁六斗　大棗大一斛

交易雜物

商布六千四百五十端　熟麻十斤

履牛皮三張　鹿皮九十張

洗革十五枚　紫草二千八百斤

布一千五百端　細貫莚五十枚

圓長猪脂一斗　檑子四合

倭名類聚鈔曰

田三万九百八町八段百四十歩

正公各三十五萬束　（按此籾三万五千石）

本稲八千九百三十束　（此籾四百四十六石五斗）

雑稲十九万五千束　（此籾九千七百五十石）

見稲簿曰米六十壹万五千八百十八石七斗三升七

合五勺（安明曰信濃国租税ハ米而二万三千石也此米六十一万余石ト云ハ日本總租税カ）

按孝徳天皇四年詔アリテ田ハ段毎ニ稲二束二把

（中畧）田之調ハ絹（キヌ）絁（アシキヌ）絲（イト）綿（ワタ）並随郷土所出田一町ニ絹ハ一丈絁ハ二丈布ハ四丈別ニ収戸別之調一戸ニ貲布一丈二尺以五十戸充仕丁一人之粮一戸庸布一丈二尺庸米五斗（上下畧）本朝古ヘ調ト云ヒ庸ト云之ナリ或云按唐制有田則有租有家則有調有身則有庸租ハ出穀庸ハ出絹調ハ出繒（アシギヌ）纊（ワタ）布（ヌノ）麻（アサ）云云

田圃類説

谷楢右馬本數輯

㊀一間竿之事
㊁一町段畝歩之事
㊂一大半小之事
㊃一貫高之事
㊄一永高之事
㊅一永之事
㊆一村高之事

八 一撿地之事

九 一石盛之事

十 一根取之事

十一 一厘付之事

十二 一厘付反取之事

十三 一田畑名目之事

十四 一割付免状之事

十五 一諸國石代之事

十六 一本免年之定同帳之事

十七 一諸國振入之事

十八 一口米口永之事

十九 一反高見取之事

廿 一浮役小物成之事

廿一 一高掛之事

廿二 一出作入作越石持添之事

廿三 一小作永小作之事

廿四 一質田地之事

廿五 一名主組頭五人組之事

廿六 一夫食種貸延賣之事

廿七 一國郡境棟場之事

九八 一 見上田地之事

九九 一 検見坪苅之事

卌 一 古今租税之事

引用之書世ニ行はるゝも有未行はれさるも有又於郡中古以来田割収税之法嘗ら変更あることの名目なとも少なからん及しる所書留めて之を見出し等次第書一冊となし之を式見書之記も皆老吏之実税〔説〕也被く写定て撰ひ給ふ何ゝ必らす知るへし

田園類説

八台橋右衛門本教輯

（一） 一 間竿之事

検地ニ用る間竿ハ往古ゟ曲尺の六尺を為と定めたる法也縄より立置之間竿ニ而仕来て古来之検地ニハ間竿之長短有りし様ニ思ふハ誤りなりと知るへし

一 制度通云古ハ五尺ヲ一歩トシ今ハ六尺ヲ一歩トス此ノ異間有然圧古土地ニテ五尺ト云ハ則今之六尺

安明日六尺ノ端一分ハ砂入ト唱ス故ニ別モノナリ

也惣別古ハ度量衡トモニ大小之二様アリテ田地ノ求穀ヲハカルニ大升長升ヲ用エ度量之下ニ論スル通ニテ土地ノ廣サヲ積ルニハ一尺二寸之尺ヲ用テ一尺ト云是ヲ大尺ト云五尺ノ内ニテ二寸宛ノズレハ一歩ニテ六尺也然レハ古五尺爲歩ト云𪜈今ニテハ六尺一間也令ノ文ヲ詳ニスベシ

按するに本文の通り大尺ニ云尺ハ小尺ニ云尺はして田段なれ共後世ニ而ハ大尺小尺ニ而なき附ハ縄受取に云尺ニ歩之間竿と記して之あれとも是間は壱分ツヽ加へ来る故今ハ六尺壱分と記せる

通法なり

一三器攷畧云中葉以來以二曲尺六尺五寸一爲レ歩此歩法未審二其所一レ始或謂昔者量地之竿長一丈三尺併二二歩一計レ之人立二提中間一兩端迭昂遍點レ地以追行首尾接續以度レ之盡取二其簡捷一也今考レ之人立提竿在二腰間一去レ地可二二尺五寸一爲レ勾地歩六尺爲レ股而依レ術求レ之其弦適得二六尺五寸一故制竿兩頭名六尺五寸通設十三尺後人誤用二此竿一就地而度レ之意以二六尺五寸一爲レ歩而丈三之竿迨レ今尚未二之改一耳元和以降新田法六尺五寸爲レ歩三十歩爲レ畝十畝爲レ段十段爲レ町計法而以二六尺五寸一爲二一間一六十間爲二一

町ニ此書合攷並用ニ此法ヲ述世又検地六尺之佗加ニ舊法ニ以ニ
其未ダ久故ニ此不ㇾ取ㇾ之
按するに中葉以来六尺五寸を歩とせしといへるハ古
筋にハ古検と称して六尺五寸竿又ハ六尺三寸竿の頃ニ
とも称するに然るにかくハたまたま検地帳ハ勿論を
并治も記しある事ハあるし平素地面にも広なる
而已にも成ハあるとみえたり是にかりて清水事とせ況
或説を挙て古記を考るに八六尺五寸を積り知れた
量地にも右様に竿を又ハ六尺にして千歩を抜て
古語を地ハ皆記しを省てみえたる地ハ分米多くて大概此ハ
五寸斗と見えて六尺五寸を弦として此ハ六尺五寸を鈎として算法
にあたりて股を求むれハ地面六尺に極り是を六尺とみえたり然る
たゝ然るに古ハ又六尺竿残割したる域により後の人誤り
て六尺五寸と思ひ取たるものと思へるハ誤にて書るを
後判仮山に定せし人ハ知るはこその如く域を法とし
検地又ハ地段をたてゝ尺竿を以廣さを求め
て持我胸に竿を当て竿先を地に付て直線
皆試ミ見る六尺と少し右と云り是も右の説に
同様に又六尺を弦とし地の胸と思ふ六尺五寸斗りと見えて
是を鈎として股を出せハ地面に又六尺四寸歩となれハ

手足のため壱丈六尺竿を用ひしとみへたり又元和
以来新田法ハ六尺五寸竿を以とすといへとも是ハ前段
の前新田地を新法を以ての事と成るは遠くかく云り
寛保之新法ニハ六尺五寸竿を用ひしなり享保
年中南北武蔵野并諸国之新田検地之新
法ニハ六尺五寸竿を以渡し置候ありけれは
検地之節ハ此竿ニて六尺竿を以検地極るへし

一 地方聞書ニ云 新縄ハ同積りニ而ハ六尺三寸六尺
五寸之間ハ田畑とも積りて中古天正年中以前ハ六
六尺五寸を用ひ中頃ハ文禄年中之比秀吉公

之命にて諸国之検地之時六尺三寸之竿を用ひ給ふ中
頃ハ此後右竿之書記し義しもしるす故那用ひ慶
長元和の比よりの検地竿ハ壱丈弐尺五寸を用来
るまても六尺壱分ニ定ハまるて壱分宛之法定也と
加へ来りし義前々分検割ニハ入る 公儀之検地法
条目ニ壱丈弐尺五寸竿を以検地之仕方書載有之事
極まるに中古天正年中以前ハ六尺五寸竿を用ひ之
中頃よりハ古検之頃ハ六尺之地面之候さを
数ひて五寸通或縄之間竿を押留かけて縄をかりも
貫へし検地竿壱丈弐尺五寸とも壱丈三尺六尺五寸と

定メたる事といふ事元禄年中飛騨国指紙に其の
御定目にも有る筆に其六人衆有る由請ひ認る筆たる
へし然るに出来て加へ来り候長書文認め人認分
筆を以の手の筋を書き御評定衆へ差出す事を皆の上と云ハ
六人衆と間と云ハ古来より此定ニ有之分にて如ハ来る由見ニ
なり節かさ謝如比の老人といひ人名ハ往古ニハ七人衆とも云ふ六
人衆とハいふ事なりとも後ハ六人衆ニ有る筆ヲ以て指紙
書るといふ事をいへとも いつと有く字を八字給分に字に候
ハ六人衆宿法に有りて詞にも有りさまにある由認
指書六人衆ト書出ても宿法と有りて指紙帳

奥書にも六人衆と有る筆を以て其後ハ首尾に續き接
状相極めると申事也成候人ニ奥書ニ六人衆と其
出て候せし指紙を有之大和国より出しより有招
にも此ニ六人衆間と云ハ古来より宿法有るにより仍て
より六人衆宿筆ニ古指ニ而六人衆宿筆ニ古指て
有といふ文人より文論出より不置ニよりて後
にてに有るを以て指りて相見へし所謂ニ而
に挽る数ニ筆ハ引替ニ六人衆認其と有るに従入る
文段へ書まも以の次

㊁

町反畝歩之事

壱歩ハ六尺四方壱反ハ三百六拾歩十反ハ壱町と申なり往古之定也中古より三百歩を壱反とし其後大半歩と云なり然り今之石高になりて三拾歩を壱畝とし十畝を壱反と云なり一統之通法と成たるなり

一制度通ニ云本朝之古制凡田長三十歩廣十二歩爲レ段十段爲レ町
日本紀云孝徳天皇三年之春班（ハカワ）レ田（ツ）既（ニヲワル）訖凡（ソ）田（ノ）長三十歩爲レ段十段爲レ町

本朝古歩数ハ唐ニ准シテ五尺ニテ一坪トス一段ハ三百六十坪ナリ一町ハ十段ニテ三千六百坪也町ハ唐ノ頃ニ准シ段ハ唐ノ畝ニ準シテ廣狭アリ今ハ三千坪ヲ町トシ三百坪ヲ段トス是ハ天正年中ヨリカリノコトシトイヘリ又一段ヲワリテ一畝ト云ヿ何之頃ヨリ始ルヲシラス

按するに六尺を一坪とせしハ前葉に記せる如く大尺ハし六尺ハミる即六尺五寸間や拟法古ハ三百六十坪を反なりしか今ハ三百坪を反に変し又畝と云名目始りしも何年なりしれを不分按（臆オク）見（ケン）ハ三百歩反なりしハ貫高にて始り畝と云名目ハ石高になりて起りしとみへたり今御将軍家以来貫高廃する大半ハ採用ひたる名目出来て町反畝歩ハ三百歩之百歩に積りを五畝十歩なと大としてニ畝四歩なと大として一百歩とを歩と次是意ある反し小割に成なり畝ともいき反し小割なれハ石高起りて始りしとみへたりとみへたり上意去延とハ今の昔ハ田地五坪なと貫として六十坪なと古貫とし此古貫に地分軍役一騎など勤むる事へ知行に古来え積ニ五百坪を一町に積りとして八

六貫ハ此古町六反四百四拾坪なれハ其積も甚違へ三百坪を一反とし三千坪を一町とされハ此町に違へ、六尺間竿を以て田畝を改め今世に行はれてかくなりしハ鎌倉将軍家の世よりも後戦國の比既首ゝ以来法を古法も失せて異なる事大まか揃出来て漸々今の名となるとハ致してかく異なる事なると訳来なるへし

唐ノ歩畝頃本朝歩段町ニ準ス田地ニ段ト云コト漢土ノツモリ見アタラズ然レモ一シキリヲ段ト云ヿハ後世ニテモ多ク見エタリ田地ニ町ト云ヿ遂ニ見アタラズ左傳魯襄公二十五年ニ云ク町原防ト杜氏（杜預也）集解云隄防間地不得方正如井田町爲小頃町賈逵（前漢之人）田（曰）原防之地九夫爲町三町而當一井也ト此説ヨリ本ツソ所ナキニヨリテ先儒モ所用セラレヌ然トモ町ヲ以テ田地ヲウル（ワカ）ヿ是アラハル本朝町段ノ名モ是ヨリ出ルナルヘシ字彙ニ町ノ字ヲ解シテ云ク田區ノ埒トアリ田地ノ一シキリヲ云フ段ノ字ニ相通用スト見ヘタリ

拾芥抄云凡田以方六尺爲一歩三十六歩爲一段頭注三百六十歩爲一段積七十二歩爲十代百四十四歩爲廿

代二百六十歩為二卅代一二百八十歩為二四十代一五十代為二
一段一或云代ハ頭也云云
按するに古法ハ百六拾歩を一段として小割とありけん扨
七拾弐歩なるを十代とし又十代を支とする積りなれハ
廾代ハ百四拾四歩なり四歩ハ脱字なり卅代ハ二百
拾六歩にて十六の字を六十と顛（顛）倒せり四十代ハ二百
八拾八歩なるを八の字落字となるへし本文
字写の誤り多かるへしと思ひ拾芥抄を校（検）ふるに是又本文と
合すれハ拾芥抄亦下行の附箋より誤るなるへし
一歩一段之積拾芥ニ載ルトコロ令ノ文ト異ルコト

十ミツノ内令ニハ五尺四方ヲ歩ト云拾芥ニハ六尺
ヲ歩トスル之別ナレ圧令ハ長尺ヲ以テツモリタル
モノニテ是又カワル丁ナシ但代ト云丁式ニハ見ユ
レ圧令ニハアラハレズ五十代ヲ一段トスルトキハ
十代ハ今ノ二畝ハカリニアタル古ノ詞ニ十代田ヲ
リ（ソ）ミ（ロ）タト訓ス即是事ナリ又段ノ字今ハ反ノ字ヲ用
ユ是ハ段ノ字艸書反ニ似タルユヘ訛リ轉シテ如此
拾芥又云一段為一町頭十段為一町積六町為一町卅
六里為二一條一又云條ハ起レ従レ北行二於南一（限卅六條）里ハ起レ従レ西行二於
東一（限卅六里）町加レ良終レ乾（但以上可レ随二国倒（例）一）右ノワケ又令ニ見ヘズ

其後ノ制法トシヱタリ是ハ今ノ三十六町一里四方ノ處ヲ西ヨリカゾヘ始メテ一里二里ト云毎一里方一町ノモノ卅六箇アリ然レハ幅一町ニナカサ卅六丁ナリヽヽ又是ヲ北ヨリカゾヘ出シテ一條二條ト云毎一段又方一丁ノモノ卅六箇アリテ幅一町ニ長卅六丁ナリ里ト云モ條ト云モ同コトニテ竪ト横トヨリ積ルヘテノカハリナリ古ュ田地ヲ分ツノ定法トシヱタリ今ニ至リテ郷村ノ名ニ東條西條等之名有又古ノ文書ニ某條ト云コト多イヘリ古通シ行レタルヿニテ中古以來其法廢絶スト見ヱタリ拾芥亦云條里之起可レ隨二国例一ト是ニテ可知

本朝モ古中国之法ニテ一里ノ内ニ小名ナシ何里何町ト云ヿ見ヱス拾芥ニ三十六町一里トスト云コトアリ是ハ上シニ論スル通ニテ田地ノ積方一町ノ田ヲ三十六ナラヘタルヲ云路程之コトニアラス三十六丁一里ノ道ノリヲ積ルハ是等ヨリ轉タルヿナルヘシ惣別本朝里ト云ヿ三様アリ戸令ニ五十戸ヲ以爲二一里一ト云ハ土地之廣狹ニカヽハラズ家數ヲ以テ一在所ヲ立ルノ名ナリ雑令ニ凡三百歩爲里ト云ハ路程ノ法ナリ三十六丁爲二一里一ト云ハ田地ノ積リ也其ワ

ケ不同カウ

検地ニ古来之歩畝頃と云ふより先として割改
通し縄や三百六拾歩を壱反と三百歩を壱反になされし
事ハ既ニ前条し検地ニ弁ず

㊂

大半小之事

大半小ハ田地壱反ニ三百歩を三ツ小ニ而し小
石（名）ところ今ハ石高なるか此歩ニ割当られしや知る取
ても地段ツたとして地廣ある所ニ隣合ニ三百六拾
歩と云ふ合大半小を斜し下ニ有今ハ名業セぬ地も

一 地方聞書ニ云世ニとる太閤検地ニも文禄年中
比ハ田畑反歩を大歩小歩半歩と記ハ水帳ニ
大歩ハ弐百四拾歩小歩ハ百弐拾歩半歩ハ百八拾歩にてし事なる
三百歩ハ此時も壱反ニ有し
検地ハ世ニとき太閤検地ハ三百六拾歩を壱反と云成

八謂りく號ニ大半小と三百歩を一反と分ケ候之越後
之国蒲原郡之内ニ新発田検地ハ三百六十歩を反
三百反別を大歩小歩半歩と云有り大ハ弐百四拾
歩半ハ百八拾歩小ハ百廿歩也一歩ハ六尺五寸四方
尋方を論しかゝしと云ヘ其是とて背くの為也
検地之定く叢慈しけられハ田地広狭せしにより歩廣
かり反法を三百六十歩ニ而今ハ反別相定せし
ことの出来ますにようて微細之所のとく東西に分り
てもやまり来れ近地面ヲ村ニ而せし其歩廣
かり反く又或覚書ニ大半小等文ト歩弐百歩小

歩百歩まて有之検歩越前ニ而三百六十歩を一反とす
越前国ニ而三百六十歩を反と云事も有之叢解を記也

一或覚書ニ云天正十九年検地有之田地奉行下
野州足利郡羽村田村水帳ニ而

一中田弐反半卅歩

一下田三反大拾七歩

畠合九反小三十歩

一検地ニ而縄反別ハかりて取石数を定ル事也此時代ハ
其頃ハ水帳ニ書記し是なりて上中下
之位を付壱反ニ付歩し積りて石盛検地帳ニ有

八承る八年貢ハ過しを永楽銭ハ積もる今の根元と
いふものゝしらく事の知るへし

貫ると云事

鎌倉将軍家ゟ京都将軍家迄始ハ鬼
貫といふ事始りて知行所地頭ニ附貫ゝる銭用ゆく
東西南北一統行きしより後冥東ゝる永ゝると
いふ事始りし世とこゝる此貫ゝると一つ事と思ふハ
終りしや

一太平記ニ云相摸守近国ノ大庄八箇所自筆ニ補任ヲ
書テ青砥左衛門ニゾ給ヒタリケル青砥左衛門補任
ヲ啓キ見テ大ニ驚キ是ハ今何事ニ一二、萬貫ニ及フ大
庄ヲ給候ヤランニト問ト云云

葉の末此を攝する八山名時宗にて事へ後ハ世ニ富る八
時宗時代の記りたる物を見るに其濫觴ハ皆る
して事見へ又太平記にも載られ八時宗時代の郷
始りて京都将軍家に時代にも存られし事とも
見へぬり或ハ太平記に記りハ前代にしる事も諸
を補佐の此今のこと貴し此頃より出る所を世あ（さし）
とも云事も有へし但シ實し義ハ未考ぬへかり
一西国太平記と云書ハ阿波大将軍義晴公之代
毛利元就と云人あり源姓能正し親王大膳
大夫大江廣元之末葉にして中比兄家房

りて一所懸命にて世を送り候所細川高氏
将軍西国下向為州にて佐波を退治せらるへきよし江の
州にて先陣をなす忠節により藝州吉田にて千貫
を給ひける又應仁の乱に毛利小早川藝州より
京都に上り室町の御所を警固しけり大永年中
毛利房元と云人男子あり嫡子ハ興元安藝国
吉田郡吉田城に居し多貴を振ふ二男元就（モトナリ）
八文治比より占貴し世常にかわらぬ
又云後柏原院ノ御宇トカヤ一條ノ關白右大臣教房
公ノ子息權大納言房家卿始メテ土佐ノ国エ下向ア

リ畑郡ニ屋形ヲ立土佐ノ御所ト申ナリ則一万五千貫所領ニテ當郡ニ居城セラル其外津野五千貫吉良五千貫大化良四千貫本山五千貫安藝五千貫香宗我部四千貫長宗我部三千貫此外小給人ハ記スニ不及皆一條家ヘ附属ニケリト云云

業也るに貫とあるハ東国而已ならず一統の事と見へたり

一鈴録ニ云武士ノ知行ヲ幾十貫幾百貫ト云モ當時モ百姓之詞ニノユリテアリ田一坪苗一把種ルヿニテ百把種是ヲ百目ト云此積ニテ大抵十貫ハ百石百貫ハ千石ニ當レ𪜈上中下ニヨリテ一定セス是古法也

業也るに貫といふハ軍役を田地に坪数によりて割附しによりけり云ハ六尺坪宛にて軍役を積る積是故云貫を定と云百姓之百貫を頃出る者ハ五揺務し軍役と定めたるもの也しかして知行所地などとし出貫数を用ひし所々に諸書之百石積をなし若き事にも安堵せしむべし今時之積にて武士年中にも務し軍役節ニ至て東国の人と見へたり者し在農民にして武士去る若に附して百ハ高附之其用年列合かるし大抵十貫ハ百石百貫ハ千石に高也

品を上中下よりして一定せんとするは其年之数を
升積りして壱貫の代十文拾貫の代百文百貫の代
千文にて尚も積りなれは其上田地上中下と定むる故
を積りし候ニハ一定せすして元来貢を積りハなりしん
畢竟も田地ハ出役かけて取込入しるしに百苅
壱苅と云ふ事ニ大概百苅ハ壱反壱苅ハ壱歩の事
なとゝいへとも既ニ入り替地にて石高改め以上ハ度々用
ゐられしなり然るに其文古へ貢高諸代の御改めにて石高
へなとゝいへり但世之貢高取高を一段に定まるへきを一筆ハ
何れ段貢ハ田地五拾を定之銭之数をもて百銭百文を
もとも貢といふ石高を取銀とて論ありしかし貢高ハ既ニ論なし
將軍家の末より前間より永楽銭ハ壱文を百年ニ
後ニ是ハ定らすと論し之の分の貢ハ田地之拾数
永ハ銭数あれハ貢文の事ニ何とも知るへし

五

永楽之事

永楽ハ貫高とハ別にして石高以前寛永通用之年貢等を永楽銭ニ積りて勘定せしむる事に付之を定る永楽と関東にて東海道筋又鎌倉共称之永楽之定（とも申せとも）何れも古来之俚なる故今一統石高となりて永楽時代之称ハ明瞭ならざる事と知るべし

一 或説ニ貫高ハ石高別熟田大文目不積し并而を載す知れぬ事也

石七貫文弐百積り　八尾合同

立積八貫百四積り　次賀合同

百弐拾弐貫八百七拾弐文　饗庭田同

百貫八百七拾八文

都合弐百八貫文余之所　御蔵入之右被下候

之儀如先々令扶助候　依仰付中納言殿御朱印被成候

御書出在之条重而遣し置候者也

天正十八年九月廿日　田中兵部大輔在判

饗庭田

社人中

按するに此外寺領社領抔も古き書物見しより以て見え

何百何拾貫文と有て永楽之字なし　貫高なるや永楽

なりや今迄ハ分り難し　但是迄ハ往還東海道筋

永楽之書法の事永楽ハ是迄ニ永楽高を施し　此去付

貫高なる永楽之分明なれと以前之品ハ今ニ永楽

之書法なし尾州ハ隣国之事なれハ永楽高ありし

永楽とハ云ハ田も畑も永楽銭にて積りて知行所抔出来

此貫数と見合今の検地と云ものにもなきよりして

永楽の時代之検地帳にも反別有り大半小と分割

有り又上中下之位もなき事ハ永楽高にて別　検地也

高出来ハ無し　但示後世検地之貫之積り貫と称せし

一ツ其高を名け反今日迄ゆへ永楽高ハ別ニ今の高にあらす

畑方ハ反永何程畑壱反ニ永何程と仕出し候得ハ随ひて永
盛を付て都合何百何拾貫文と積り永高と唱ふ
此内ニ而ハ永代ニ定候ニ付て高貫文ニ地頭方より
懸引もなく収納し是を永引永盛掛と云反高ニ
貫代ニ定法有之候然共今ハ実米ニ而田方高貫文ハ籾又石高
畑方ハ出来ニ随ひ永盛見計ひ百姓ハ米籾を以て籾納ニ
成り候得共畑方ハ今ハ米ニ而節石高年代とハ違ひ候
畑永畑永一統ニ取扱ひ候故近頃元ハ作毛貫代ニ而
ニ一切の此度ニ今検地ニ付て貫代ありて永引ニ成
代畑別之大切小切ニ取諸共ニ永積りニ書法成り

一或貫文ニ云壱反別　指出郷永高ニ反指出ハ壱反歩壱反
田畑共ニ上中下ニ而石盛無之候ハヽ反米金等分米を付候ニ
成り候高壱石ニ付何程永ニ而何拾文ニ而何程
此高文ニ付永盛と云　地石永盛ハ田畑上中下ニ而何程
田ハ何程返合ハ永盛ニ而何程文之定メ村ハ畑方ニ而上中下
何様押方へ者ニ而何程文なりとも右ニ而何程文と申村
指出ハ畑合ハ付出所ハ村ニ而永高と成り永高ニ付貫
文セと又石ノ入ましてもの何程也と役高と申候ハ役料高ニ割
懸ケ其高ニ付文之元来ハ指出ニ而高と納辻ニ而も申候ハ年貢
納所ニ而納辻を申也田方ハ幾ツ何ツ畑方ハ永高壱貫文ニ

總而百文元ニいたし高持中ニ而免状を以納米高を取用ひ
切当候得共御勘定所へ御帳面等ニ而も改被成候ニ付出るニ付而
猶又御本行米ゟ有免状ニ而段々ニ差し村方へ為差
出申

当時之元ハ石盛之位付を定るの検地ニ改メ候
其反別ニ付而以又石盛を定し而之見へたり但し
古来之石盛ニハ何れも田畑石盛ニ上中下ハ位別ニ而
有之訳之ハ検地高を先にしるしハ反別ニ而見取有之ニ
石盛ハ位別有之　答る所以石盛ハ田方を盛ニ付而
之通り村方ニ而御畑方ニ而石盛何程此取をせんためは先ニ有

割合を以石盛を増し又付し而之見へたり
又云門前畠田部周知部之別ハ名部の代分銀ハ上田を
以畝寄石盛田限又中畑を反寄石盛其又下畑を反寄石盛之
検地上中下の位別有之田方之門前之用ひ候来り検地其ハ
用ひ而中右を検候ニ石盛ハ遠ひ候様石盛を以訳ハ大分
のを以但又石盛之様ハ何年之分役相ニ又石高ニ様候
中ニ而相知之長年中候不依如る検地帳ニ石盛記し之
しるし候ニ而又石盛ニ然ハ小検くしも先ニ而本帳ニ
検地之先又前案を以石盛ニ改り候と見へ候以て石盛
定め用ひし所と見へ候へ元来検地高を八月ゟ定之ハ

度去年中ニ撰銭之事ハ被仰出候て永楽壱文ニ上田岩代
撰文中細百文撰文ハ撰文之反別ハ如斯ニ鐚合候而永楽
ニ文百文ニ替ル之を知候て用ると有り上細之文ニ永楽経
中細之文永楽経ニ之事ニ候別之ハ何事も之反ハ半
別半分ニ候故ニ悉細ニ候てハ随而永楽壱文替ル事ハ
首尾之因ニ候ニ付而ニ用ゆる事ハ永楽之を用ると之半
ふる元来ハ永楽之積ニ付ケ候共ニ元来ハ永積と云ハ表
貫文ニ因候ニ付ハ撰文百文ハ貫文ハ撰百ニ極候之
細ニ京銭之取候ニ因候ハ表貫文を替ル文百とし候
候ニ付撰ニ付候と覚候して元和ニ古来ニ往昔ニハ何
らるへし相伴分と云て永楽永別と同し趣之
又云古来永楽之貫銭又百ハ極ル事と見る事今以鐚銭中ハ
永楽有鐚銭ニ永楽之事ニ古来ニ永楽ニて有之候
今京海之節ニ永楽ニ新文之ニ付元鐚銭取之違ひ
之ハ之有後ニ永楽之取色し鐚銭永楽之貫文ニいふ之
貫文ニ古銭之手段ニ積ハ中借之ニ付ハ文百之極意
段々永楽之銭相ハ定例相成石之概ハ概十文といふハ中分之
ニ備而度上田ニ往々云之貫文ニ十文を挑之又割ハ
又百ニ諸ニ銭ニ鐚銭永楽ニ積之以古来又百ニ極むへし
掛ルニ鐚銭ニ永楽ハ永之貫文之又百ニ極ル元下之

年貢より起たるとハ諸家に説あり又石を極る
ゑんハ古来関東永盛る法ニて年貢又ハ籾又石に定之米納に
なりて銭にて年代に当しものにして納入組たるもの也
しぎえなき事なり而東海道筋ニ永盛ハ其方家ニ而
一旦永盛る検地に改正しかうして又永盛を残金
せしものなれハ古来ニ永盛るにハなし諸家に永盛ハ多き
石盛る検地ハなきなれハ古来ニ永盛る検地に尺度違来
諸家に別段ニ畑方に年貢々文ハ其外年貢物ニ取来
又ハ畑方なるとして背かすハ古来ニ永盛るにハなしとて
永盛を唱来しにても見えさるへし又諸家ニ永盛るハ云
其文に永を年貢に申付ることハ前条ニ出たる也貢高永盛
一ツ事ニ思ひ誤りて混乱入り諸家村鑑に延宝二寅と有
御縄反畝之帳面ニ永高文を年貢ハ壱石也合に積出
ハ石盛るを積しとて又年貢ハ拾八合に積しもの也
納れし反別に年貢文に化年貢高ハ其に永盛ること
ハて反別とこの奇なれハ地面に広狭見出ありてハ年
かるきもあり勿論深浅山物成に上納永年貢文もあ文
あり諸場所地よりも山ハよしと場所ニ依て広狭もあしかい
ら又海川漁猟に定納も漁猟の多少を以永盛るを
積るも縄広狭の反別なし永盛ると坪数に定る

きり是にて知るへし此上に所々石高之大概十文也
尤く積りなるへく云ふも是又世俗之説なり

一續和漢名數云本邦都鄙采地永樂錢貫數幾内近国称
百貫若充千石之地關東遠国百貫有當八百石若有當
七百石若或當六百石若蓋采地近京都及廣邑則運送
容易而穀價貴故錢數漸多矣采之地在僻遠則運送難
而穀價賤故錢數漸少矣始奥州古者以十貫充百石今
世以五貫充百石五十貫充千石是近世河渠漸開而舟
楫之利濟不通之故也

様も其所に寄るハ定ならす東海道筋に限りて又畿内
筋にハ永楽を指し常ハ多く是を錢少の以令る貫高に取
る所有之と見ゆ遠くハ永楽錢の田代と唱級りして
の幕開く百貫と称するものを千石と当るとは貫高積
其の田高を積と極まりとし百貫にて壱石を貫積石積與
百石百貫ハ千石の積り畿内近国にて知行ハ穀出地なる
高に取り収め出る所ハ穀出地出ル故にし百貫に代
く若し八百石又ハ七百石又ハ六百石に知行ハ当りとく穀出
地なる所都ハ錢の積り多く文りまき多都る下出る所
錢の其の多きといふ事ハ知行遠方の所にて知るへし

六

永之事

永楽銭之事今時より前ニハ日本ニ而山成れ銭を
唐国にて行は之れ永楽銭をまさる事ハ不審ニ思ひ此仕方
天武天皇之時代銀銭銅銭始りてより世ニ諸銭同
し事なかりしく銭を鋳る事国史にみえたり然るに中古より
悪く成乱に落入鋳代（ハツ）多くして銭を鋳ることならく
異国へ金を渡して買求めしめ又ハ使を出して求
通用を足し度と大明の永楽通宝を求められたりと見え永楽
凡ソ八百年を上京之銭足して年貢ニハ此銭をえんニまかし
銭四文と永楽銭壱文ヲ積ニ通用せさる事ニ成て今ハ公儀

永楽銭と永楽ともかくし唱へ今の矢谷をなし　物是
つまのなり矢田への手鑑の講思召記さんくる

一草廬雑談曰中古治乱記ニ云應永十年八月大風二日之
未ノ刻ヨリ三日之巳刻マテ吹其風前代未聞ナリ其
日之申ノ剋相州三崎浦ヘ（三崎世人豆州ト云イカヽ考ベシ）漂舟一艘
來ル足利満兼下知シテ印東次郎左衛門梶原能登守
三浦備前守義高奉行シテ點検ス悪風ニ放タレテ來
ヨシヲ申スニ付船中ノ雑物ノ類呉ノコラズ改メシ
中ニ永樂銭數百貫ヲ積來レリスナハチ船ヲ御留シ
使者ヲ京都ヘ登セテ道義義持卿ニ申サレシニ唐舟
關東ヘ着岸スルハコレ満兼之德分タルベシト仰下
サレケレハ舟中之財宝ノコラズトヽメ唐人ニハ歸
唐之日ツモリメ餘分ヲ考テ粮米味噌塩薪等其外色
々アタヘテ帰舟セサセラレケリ敦書按スルニ本朝（宝貨）
通用ノ事畧ニ云ク慶長十四年ニ上総ノ大瀧ノ浦ヘ
黒船ツキシコトアリト關東ヘハ漂舟多シト見ヘタリ
其後満兼評義シテ右ノ永樂銭關東ニハ此銭ヲ以賣
買スベシト議シテ頒法ヲ定永樂銭ヲ用イラル然ル
ニ此銭年ヲ経テ天文十九年ノ頃ハ關東ノ諸民モ永
樂銭ニ鐚ト云悪銭ヲ交エテ同直段ニ用イシカハ賣
買市町カノ悪銭ヲ論シ争闘出來セリ（敦書按スルニコノ頃關東ニ）

テハ永楽銭ヲ貴ミ京銭ヲスヘテ鐚ト云トミヱタリ近頃世令條記ヲミレハ慶長十一年七月廿三日ノ令ニ云下総国佐倉ヨリ東ニテカケ銭トリヤリ仕ベカラズワレ銭カケ銭悪銭ヱラミ申ヘカラズトコレニテ見レハ関東ニテ此頃ヒツカニ悪銭ヲユルサルベシ又寛永二年八月廿七日ノ令ニ云、大カケワレ銭、カメサシ、六口銭、新悪銭、鉛銭、コノ六銭ヱラフヘカラズ若ヱラミ候モノ又六銭イロ〳〵アルヿ明カナリシカレハ関東ニテハ京銭ヲヨヒ此六銭等ヲスヘテ悪銭ト云ト見ヱタリ京銭トハ西土ヨリ渡リタル歴代ノ銭ヲ云ナリ本朝宝貨通用事畧ニ明ノ太宗ノ時鹿苑院公方義満ヘヲクリシヲ永楽銭我国ヘ来ルハシメトス天文之末北条氏康八州ヲ下知セシユヱ家臣山角信濃守定信笠原越前守康朝等ヲ招テ氏康評シケルハ鳥目ニ品〻アレ圧永楽銭スクレタルヘシ自今以後他銭ヲ用イス関東ハ一統ニ永楽銭ヲ用ナハ民ノ争闘止ヘシ商売ノイトマヲツイヤスヿ無益ナルヘシトテ右ノ趣ヲ高札ニ建タリコレヨリ後ハ永楽銭ヲツカイテ鐚ヲヱリ出シケル故鐚ハヲノヅカラ捨リテ上方ヘ上リシユヘ此後ハ鐚ヲ京銭ト申セシトカヤ其後関東ハ天正十八年七月十一日北条家滅シ東八州ハ徳川殿ノアツカリトナル其後関ケ原陣以後慶長九年正月ヨリ尽ク永楽銭ヲ用イケリ然レ圧一向鐚ヲ捨ヘキニアラズトテ鐚四銭ヲ以永楽一銭ノ代リトス然レ圧其銭ノ善悪ヲ選テムツカシカリシカハ　神祖慶長十一年十二月八日

大久保相摸守本多佐渡守正信等ニ命セラレテ永樂
銭停止シテ鐚バカリヲ用ユベシト武州江戸日本橋
ヘ高札ヲ建ラルコレヨリナカク永樂銭スタレリ（孰書）
按スルニコノ時永樂銭ヲヤメラルヽニヨリテ凡永
コノ後ハ諸銭トヒトシクツカウト見ヘタリ
樂銭ハ天文十九年ニ劣テ鐚ニヘサリ五十七年目ニ
鐚モ又劣タリ　按スルニ四家合考ニ云慶長十五年永樂
銭ヲ止メテ京銭ヲ用ユ此時　神祖駿府ニヲワシヽ六
シテ一久城ヲ拔（樂）ルト憂ミ給ヒテサテ忌ミ本多佐渡
守ニ告給フ佐渡守ノ云ソ患フヘキ所ニアラズシロ
相換ルヿ其甚ヤスシ（敷書按スルニコノ換ノ字ニテ考レハ前ノ技ノ字ハ換ノ字ノ誤ナ）

ルミヘ京銭ヲ用イテ永樂銭ニカヘヨ　神祖ソノ言ニ
従ヒ給ヒテカクノコトシ俗ニ銭ヲ代物ト云代ヲシ
ロトヨムユヘナリ

按するに京銭は軍家の時代銭を撰るよしにて甚
へ銭を基として求しより毎度送り来れりて附言を
当りし異国之銭を以て用をなし故に異国之商人へも
異国之銭を交易せしめより此渡船にて異国ゟ長崎へ渡せ
以送りしことハなかりし交易の物に積来れる事なりし
揃中文ハ尾永楽銭にて其價なりし一旦銀目様之成
たれ此銭に永楽と云名附りしと今にてハ永楽勘定と云

とのよみたるや

一 或法説に云、今長哥を短哥と云事中古より

執しきたる定たる定法也、依之今長哥は短哥

と附は出来たる短哥をも云哥もうたへは下のの長哥を

長哥とも名付たる短哥はかくのことく詠を立る由にて

上下の定法に出入て短哥を附ては長哥にて候の定

句は何哥何様に何事候のそと定候ハ是皆今様に

短哥を何哥何様に何事何の短何事ハ此何事とこ

見こゑりし候之やう来しく思ふこゝハ今は由右ともを

四 短哥八十首に依て長哥にて長哥甲乙ありて一根

なりきる後さすし詠め人此歌を出し法を立て今何様何事

短何事何事候と後出し短哥に長哥を挿ミ附し短哥

何様と入すも何の公あつて候何哥

様出る前常し定是ハ長京候より詠りし詠歌

短哥中古以来短きをひよ立たる詠る古様なる短

を長哥と出様なる是れハ一下の長き長哥とも長哥

と詠たる短哥なりしに云ハ此短哥に説何なと長哥

有るを短哥を用ゐ附ハ短哥を短き哥をしも今

短哥て丁寧に長哥とも有る哥のなれ古へ長哥今

短し通用なりし長哥の詠中にて入今短哥なりしも

又ハ砂金又ハ竿金棹金ニなりたるを其まゝ切遣ふて又
甲州ニ甚（碁）石金とふくらかなる丸キ金を信玄時代ニ始て
甲州ニハ座有すると云共後世へ出来たりし今の極印
也又大分小判ハ慶長より始りて段々左右まで
ここに中にも実ハ金と銭両替ハ銀と銭を座賃に
平館実ハこの金を永楽銭と貫文なりて取わたし
を積く金ハ銭いつれ永楽と云ハ形かく候となりて
貫文金ハ何程と云も座やう銭にて永楽も除く日様と
成りたれバ永楽貫文ハ金も貫文と呼バ石に変じて
用ゆるなるべし

---

⑦

村高之事

村高ハ往古ニハ戸数と云て家数にて何百何拾何軒と
唱ふ貫高と云ふ事ニ成りて何百何拾何貫文と唱ふ実ハ永楽
にても何百何拾何貫文と唱ふ後世ニ至りてハ貫高も永高も
なくなりて石高と成りて何百何拾何石と唱ふ勿論
貢く取遣なれバ人数ニ成りて如く皆永高とて
つかしあるか世上より村高往古より変りある
あるも定めより読しなるも知るべし

一鈴録ニ云大名之身上ヲ幾千萬石ト云平士ノ身上ヲ
幾千石（幾）百石ト云ヿ古法ニアラズ大形信長秀吉之

時ヨリ起ルトシレリ古ノ領地ノ書物ヲミルニ何郡何里何村ニテ幾十町ナドアッテ石高ハナシ武士ノ知行ヲ幾百貫幾千貫ト云ヒ當地（時カ）モ百姓之言ニノコリテアリ田一坪ニ苗一把種ルヨリ百坪百把積（種）是ヲ百目ト云此積ニテ大抵十貫ハ百石百貫ハ千石ニ當ル氏上中下ニヨリテ一定セズ是古法也偖俸禄ヲ石高ニテ定メタルヿハ其起リ浪人家（衆）ヨリ出タリ浪人家（衆）ト云ハ本領ヲ離レテ他国ニ仕ル者ヲ云當時無禄人ト云類ニハアラズ甲州之浪人名和無理之助カ類是ナリ昔ハ本領安堵ヲ士ノ本意トスルナラワシナルユヘ其国ヲ切取手ニ入テ後ニ本領安堵サスヘキト云ヿニテ當分廩米ヲ與是ヨリシテ士ノ禄ニ石高ヲ以定ルヿ起リ信長秀吉之コロニ至テハ日本国中之士皆本領離レテ家々ヘ散乱シタルユヘ一同ニ石高ニナリタルナリ當地（時）ニ（モカ）古キ家ニハ新参者ニハ廩米ヲ與譜代ニナリテ知行所ヲ與ルヿノアルモ此遺風也且又四ツ物成三ツ五分物成ナト丶云ヿハ元來百石ト云ハ籾百石ナリ米四十石アルモアリ三十五石アルモアルナリ四斗俵三斗五升俵ナト云ヿ出來セリ古ハ皆籾納也武家ニ兵粮ヲタクワヘヨリハ皆

穀ニテ貯タル了古法ナリ故
東照宮ノ御筆之物ヲ御旗本ノ家ニ所持シタル誰〻
ハ籾幾俵〻ト書玉ヘルか多キナリ
按するに今の村高ハ文禄度より作り始りし事也
然るを世上の人多くハ往古からある事と思へるハ誤り
又穀ニて毎に穀積りたる事と存ずるハ本末も
一ツもなく分明ならん先往古ニハ田地長ニ応じ相応に積
取りを極め置きしニ右ニ准ずる支配ニ応じ上申しニ
従ひて稲の束数を定メテ田地の末ニ至るまで年貢
ニ応じて定りまる了村高をハ元穀ニ而穀数を用ひて御積

元結高元穀積し田地ハ何程ニ何反といふ積も請出将軍家
ニなりかしく古法も廃り乱世にて京都将軍家時
代ニハ軍役より貫高起り田地も年を貫高として
知行所地積ニ付貫文を用ひて此ハ古くニ右出来ニ
反せと二右出来を反とゞし其後北条ニ至りハ年貢過銭
永楽銭を以積りて永高起る故も元永高ハ田地ニ係
穀ニハ抱ぶ此今の村高ニ系し此府ハ宗元
古法も失ひて地頭四分百姓六分又地頭六分百姓
ニて二地頭ニ六分二百姓ニて一石ニ収納ニ候ひて知
文禄度文禄ニ改めより積地割して地面ニ上中下をも

一 年貢ハ石穀と云也又是を持するとしく百石ハ平に穀百石
こと申く今の代よりハ穀米ひと云事なく又たとへ穀納と云事
増ホ置く思ふへし古へハ昔より今限し定用なく穀米を
もとく候計賣買して銭に穀をとり更て出す事に付候よ
年貢に穀納之儀年よ定去年来今限し定用同由に
なりて穀米を出し成候も穀納ハ茶に持もせくれは
なりて穀持のせんさしこらり屋敷付く年貢村
ても悦ひに成りたり

一 [illegible]米と云今の借栗く[illegible]のやかれり借用ま
作り出しの字を栗ハ栗も字ハことしのるを以て栗米なりしと

ハこと祢用し出小なりて其作り分まて取まいかしへハ
のこらす納め月の賣買にてまてにせしなりと云く
検見ハ古ハ穀米ひまて穀用なる代持るハ穀らなる
てすと知るへし

一 又云免相古ハ人々入込而して作り毛見ルと云
毎年其年にあてまるへし古免ハ定免たるへし
検見ハ去免ハ曲るへし毎なれハ検見免ませんより
やもり免毎々定免之通り小せて候へしとい小作ろく
是又検見ハ免定年貢となる事知るへし

一 或日免合白と云去免しるす事なると云へ[illegible]面当ある古く

丟唱之

一日本分形圖云日本貢穀二千二百五十二萬九千二百
八十三石

株出ル貢穀と申ハ八木之義ニのミし事也

一或書ニ云紀州山内郷椛堂村御所村毛原中村
名手組村萬田村右三ヶ村ニ而古ゟ稲四株束ヲ壱反と極
壱反ニ而此節ハ四株束と定出とも右四株束とハ此節ニ壱反
別ニ如年之反別ニ而も壱反を割年内ニ而取立ニ取らん細之処
有之株出ル八ヘも出ル処ハ割下ケ
右三ヶ村

壱反石八株九斗四升六合
此節ニ壱石九斗壱斗四株九斗壱升
此反別四株九丁壱反ニ歩取八ト四文
但四株束節ニ而壱反と極

株出る米ハ三ヶ村ニ而反別ニ而株九ヘし附合もの々相定之
穀成ル古来ゟし引升稲之米穀と云反別位相立
石盛之検割付勘定出る処之村ニ而ハ八つゝ相勤
下ニ而ニ見取歩米之ニ而稲之米穀取用ヲ申八石五斗
上白米古上田壱反五株束中田壱反四株束下田壱反三株
米ニ而十分之内ニ此所ニ而出来中田之場所ニ而村々之

二川樓田邊氏文庫章

色高多〇

此数中結りし事なし兼ねかのよしや是ハ結ひとする也
又へし年々数多の中にる上級の組結めとこるといふハ武
家の結ならへし小ゆふに結りとして一結りとはなる
をするといふ名もとに結りところといふ又色々とこそいふ也
是ハ聖の山の大手前の緑葉橋の数ハこそるとも
能く案遂てる内へ結（結）入ゆかしんと云